

静岡県LPガス料金高騰対策緊急支援事業
Q & A

令和6年1月
静岡県LPガス協会

目 次

【事業の基本事項について】

- Q 本事業の目的・趣旨 1
- Q 本事業への参加の必要性 1

【事業期間中の値上げについて】

- Q 支援対象期間における値上げの是非 1

【対象となる販売事業者について】

- Q 事業所が静岡県外にあるLPガス販売事業者の取扱い 1
- Q 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）に必要な手続 1

【値引きの対象について】

- Q 値引きの対象者 2
- Q 「静岡県内の定義」（メーター住所か消費者（契約者）の住所か） 2
- Q コミュニティガス（旧簡易ガス）の取扱い 2
- Q 国又は地方公共団体の施設の取扱い 2
- Q 建物は公共の施設だが、契約者が私人の場合の取扱い 2
- Q 小学校、公会堂、社会福祉協議会の取扱い 2
- Q 同一の消費者が複数の契約をしている場合の取扱い 2
- Q 1つの住宅（建物）に複数メーターがある場合の取扱い 3
- Q 親メーターの先に子メーターが複数ある場合の取扱い 3
- Q 企業が集合住宅を借り上げ、一旦ガス料金を企業が支払い、後から社員より回収している
場合の取扱い 3
- Q 値引き対象月の考え方① 3
- Q 値引き対象月の考え方② 3

【補助金の交付申請について】

- Q 県内に支店や営業所が複数ある場合の申請方法 4
- Q 交付申請から交付決定までの期間 4
- Q 請求・回収業務を受託している場合の取扱い 4

【値引きの実施について】

| | |
|-----------------------------------|---|
| Q 一般消費者等への値引きの周知方法 | 4 |
| Q 補助金交付申請の手続き完了前における値引きの周知 | 4 |
| Q 一般のお客様と業務用のお客様の検針日が異なる場合の取扱い | 4 |
| Q 料金値引きに代わり、現金支給や振込を行うことの是非 | 4 |
| Q 事業者の都合による値引き時期の遅延の是非 | 5 |
| Q 補助金の売掛金への充当の是非 | 5 |
| Q 一般消費者等への値引き額の明示方法 | 5 |
| Q システムの都合上、検針票等に値引き額を表示できない場合の取扱い | 5 |
| Q 消費税の取扱い | 5 |
| Q 2月分の料金を4月検針時に徴収している場合の取扱い | 5 |
| Q 値引きを複数のパターンで行うことの是非 | 5 |
| Q システム上値引き金額の設定ができない場合の取扱い | 6 |

【料金が少額の場合の取扱いについて】

| | |
|--|---|
| Q 料金が値引き予定額に満たない場合の取扱い(2,100円一括値引きのケース) | 6 |
| Q 料金が値引き予定額に満たない場合の取扱い(1,050円を2回値引きのケース) | 6 |
| Q 使用量が0㎡で、使用実績が無い場合の取扱い | 6 |
| Q 値引き予定額よりも請求金額が少ない場合の取扱い | 6 |
| Q 別荘(ほぼ基本料金のみ)の取扱い | 6 |
| Q ガス料金が少額で、値引き額の合計が2,100円に満たなくても制度上問題ないか | 6 |

【途中入居の場合の取扱いについて】

| | |
|---|---|
| Q 1月に新たに契約を締結した場合の値引き額 | 7 |
| Q 3月入居の場合の値引き額の合計 | 7 |
| Q 4月入居の場合の取扱い | 7 |
| Q 業者切替があった場合における補助金の算出方法、前業者の値引きの有無の確認等 | 7 |

【解約の場合の取扱いについて】

| | |
|---|---|
| Q 12月に退去した場合の取扱い | 7 |
| Q 値引きの実施期間中に解約となった場合の取扱い | 7 |
| Q 引っ越し日の検針の取扱い | 8 |
| Q 補助金交付決定後、最初の検針前の解約 | 8 |
| Q 2月検針で1,050円(税抜き)を値引きした後の解約① | 8 |
| Q 2月検針で1,050円(税抜き)を値引きした後の解約② | 8 |
| Q 対象期間が10月から3月になっているにも関わらず、事実上は1~3月の検針分でしか対象とならないことについて、消費者から説明を求められた場合の取扱い | 8 |

【値引き額の明示について】

| | |
|---------------------------------|---|
| Q 検針票等へ値引き額の明示の表現方法 | 8 |
| Q 検針票等への文字の追加がシステム上困難な場合の取扱い | 8 |
| Q 値引き額明示の手段 | 9 |
| Q 検針時にガス料金を内税で案内している場合の値引き額の取扱い | 9 |

【実績報告書について】

- Q 一覧表等の省略の是非 9
- Q 補助金交付申請時と実績報告時における値引き対象件数に差が出た場合の対応 9
- Q 「事業完了日」の定義 9
- Q 一覧表を税込みで作成することの是非 9

【値引きの事実確認書類の提出について】

- Q 値引きの事実が確認できる書類の定義 10
- Q 事実確認において誤りが判明した場合の取扱い 10
- Q 値引きの事実確認書類の提出対象を、事業者が任意に選択することの是非 10
- Q 値引きの事実確認書類として個人情報に記載された資料を事務局に提出することの周知 ... 10

【補助金の支払いについて】

- Q 月ごとに値引きを行った場合の補助金の支給 10
- Q 完了報告書兼請求書の提出から補助金交付までの期間 10
- Q 税込み 2,310 円の値引きにも関わらず、補助金は 2,100 円(税抜き)である理由 11
- Q 補助金に係る消費税負担 11

【事務経費の補助について】

- Q 他県では、「〇件×50 円」と言った補助金があるが、静岡県はどうか 11

【適正な事業執行(補助金の支払い、情報漏えい対策等)について】

- Q 補助金支払いの遅延防止・情報漏えい対策について 12

【事業の基本事項について】

Q 本事業の目的や趣旨は。

A エネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により都市ガス料金の負担緩和策が実施されていますが、L P ガスを使用する一般消費者等は支援対象となっておりませんでした。

そのため、国の地方創生臨時交付金を活用し、県内のL P ガス一般消費者等に対する支援を行い、価格高騰による負担軽減を図るものであり、今回が2回目の実施となります。

Q 本事業には必ず参加しなければならないのか。

A 本事業は、都市ガスや電気で行われた料金値引きがL P ガスでは行われていない現状を打開するため、国、県等、多くの方々のご尽力で実現した事業であり、L P ガス販売事業者のご協力を得て何とか成功に導きたいと考えておりますので、該当する全ての事業者のご理解・ご協力とご参加をお願いします。

【事業期間中の値上げについて】

Q 手引きには、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切の料金の値上げをしてはいけないのか。

A 調達価格の上昇などを理由とする値上げを制限するものではありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、契約者から恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

【対象となる販売事業者について】

Q 事業所が静岡県外にあるL P ガス販売事業者であるが、静岡県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象になるのか。

A 静岡県外のL P ガス販売事業者でも、静岡県内でL P ガスを使用する一般消費者等に対して利用料金の値引きを行う場合は、本事業の対象となります。

Q 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

A ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生すると回答が国からありました。また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

※ 詳細については、関東経済産業局資源エネルギー環境部 ガス事業課（048-600-0414）または中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課・ガス事業室（052-951-2820）までお問い合わせください。

【値引きの対象について】

Q 値引きの対象者は。

A 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第2条第2項で規定される一般消費者等であり、静岡県内でLPガスを使用する者になります。また、体積販売で供給されている者を対象とし、質量販売については対象外となります。

Q 静岡県内というのはメーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。

A 静岡県内に設置されたもの（メーター住所が静岡県内）が対象です。消費者住所は県内、県外を問いません。

Q コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

A 対象になります。

但し、登録ガス小売事業者（害事業法第3条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく「供給条件の説明義務及び書面支給義務」が発生します。

更に、契約者に経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売り供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。

詳細につきましては、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（048-600-0411）中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課・ガス事業室（052-951-2820）までお問い合わせください。

Q 国又は地方公共団体の施設は対象になるのか。

A 原則として対象外ですが、施設設置者が国・地方公共団体であっても、公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガスの料金を負担する場合は対象となります。

Q 警察の駐在所など、建物は公共の施設だが、住居を兼ねているため契約者が私人のような場合は、本事業の対象になるのか。

A 対象になります。

Q 小学校、区の公会堂、消防団の詰所、社会福祉協議会は、本事業の対象になるのか。

A 公立小学校は、地方自治体からガス料金の原資が出ているため対象外です。

また、区の公会堂、消防団の詰所、社会福祉協議会については、地方公共団体が契約者となっていない限り対象となります。

Q 同一の消費者が複数の契約をしている場合などにおいて、2契約目以降の基本料金が発生しない場合は対象になるのか。

A 対象になります。

Q 1つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。

A 複数メーターを取り付けている場合、契約単位（＝14条書面の交付単位）ごとに値引きの対象となります。従って、2世帯住宅などで同一の建物であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、個別に14条書面を交付し、契約を行ってれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

一方、1つの契約でメーターが複数設置されている場合は、値引き額は2,100円（税抜き）が上限となります。

Q 契約を行っている親メーターがあり、その先に子メーターが複数ある場合はそれぞれ対象になるのか。

A 契約単位（＝14条書面の交付単位）ごとに値引きの対象となりますので、子メーターごとに契約（＝14条書面の交付）が行われていない限り、値引き対象は親メーターのみとなります。

Q 企業が集合住宅を複数借り上げ、一旦ガス料金を企業が支払い、後から社員より回収している場合、各部屋の料金をそれぞれ最大2,100円（税抜き）値引きできるのか。

A 親メーターの契約者が子メーター分の料金をまとめてLPガス販売事業者を支払っている場合は、LPガス販売事業者において、以下の内容を確認することが可能であれば、使用されている子メーターごとに値引きの対象とします。

- ・子メーターごとに各月のLPガスの使用実績が明らかであること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して、県の支援により利用料金の値引きが実施されていることを周知していること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して請求する各月の料金から、LPガス販売事業者による値引き額と同額が値引きされていること

なお、上記のような対応を行った場合には、事業の完了報告時に添付する値引き実績一覧表に各メーターの値引き実績を記載していただきます。

Q 当社では当月20日から翌月19日までを検針期間としており、例えば、3月20日から4月19日までを「4月分」と定義しているが、値引き対象期間は、9月20日から3月19日と考えて良いか。

A 「〇月分」の定義は、各社の定義付けに従っていただいで結構です。

Q 対象月については、事業者によっては「請求月〇月分」や検針時期が異なるが、請求月の3月分までと言う解釈で良いか。

A お見込のとおりです。

※手引き3ページのキ（ア）の「1月検針から3月検針までの間に」は、「3月分のLPガス料金」に係る検針時期が、会社によって異なっていることから、このような表現としたものであり、2月または3月分のLPガス料金から2,100円（税抜き）を値引くことを原則といたします。

【補助金の交付申請について】

Q 県内に支店や営業所が複数あるが、補助金交付申請はどのように行うべきか。

A 本社等で会社全体分をとりまとめて申請してください。

Q 交付申請から決定通知書が届くまでの期間はどのくらいか。

A 事務局(受託事業者)は、申請件数によって対応人数を柔軟に調整できる体制を採っておりますので、極力速やかに決定通知書を送付いたします。

Q 請求・回収業務を受託している場合、供給契約を結んでいる販売事業者が申請をしなければならないのか。または受託先が受託分まで申請して値引き分の一時負担を行っても良いのか。

A 申請の実務を受託先が担うことは問題ありませんが、申請者名は、あくまでも供給契約を締結している販売事業者名でお願いします。

【値引きの実施について】

Q 一般消費者等への値引きの周知方法はどのように行うべきか。

A 事務局で一般消費者等に向けた周知用チラシを作成し、希望する各事業者に1月中に送付いたしますので、検針時等にご活用願います。(後日必要部数等を照会いたします。)

また、事業者においても、メールの送信、検針票への印字など、効率的に実施可能な方法で周知をお願いします。

Q 補助金交付申請の手続きが完了する前に、消費者に対して値引きすることを周知して良いか。

A 原則として、補助金交付決定後に周知を開始すべきですが、日程等の関係により、交付決定後に対応する時間がとれない場合は、周知を開始しても差し支えありません。

Q 一般用のお客さまと業務用のお客さまとで検針日が異なるが、問題はないか。

A 基本的に、御社における「3月分」の料金徴収に係る検針日までに値引きをしていただければ、一般用のお客さまと業務用のお客さまとで検針日が異なっても特に問題は生じません。

Q 値引きを行う代わりに、事業者が直接消費者に2,100円を現金で届けるか、銀行振込を行う手法でも良いか。

A 本制度は、あくまでも「値引きの原資」を補助する制度でありますので、「値引き」を行うことが補助の前提となります。

また、LPガス料金が値引き予定額に満たない月については、値引き額=LPガス料金となり、結果として、値引き額が2,100円に満たないケースも生じます。そのようなケースにおいてお客様に2,100円を給付してしまうと、お客様にお渡しした金額が過剰となってしまう可能性があります。以上のことから、事業者が直接消費者に2,100円を現金で届ける、また銀行振込を行う手法は認められませんので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

Q 事業者のやむを得ない事情で、値引きの時期を2、3、4月などと時期を遅らせることは認められるのか。

A 一部事業者においては、4月検針で2月分のLPガス料金を徴収している、とのお話を伺っており、事業者の都合により値引き時期を多少遅らせることは認めます。

しかしながら、本補助金による料金値引きは、物価高騰対策としての緊急支援事業であり、早期の対応が求められており、また、本事業の事務を外部委託している事業者との契約は5月中に終了し、事務局も閉鎖されますので、遅くとも、4月検針での値引きをお願いいたします。

なお、値引き対象となるLPガス料金は令和5年10月から令和6年3月分までであり、令和6年4月分は値引き対象外となりますので、ご留意願います。

Q 長期の売掛金がある消費者の場合、本補助金をその売掛金に充当しても良いか。

A 本制度は、あくまでも「値引きの原資」を補助する制度であり、また、当該売掛金が発生した時期が補助対象期間を外れているケースも想定されますことから、補助金の売掛金への充当は認められません。

Q 一般消費者等への値引き額の明示方法はどのように行うべきか。

A 値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、Web明細、領収証の通信欄や余白に「県の支援により〇円を値引きしています。」等明示してください。

Q システムの都合上、検針票等に値引き額を表示できない場合はどのようにしたら良いか。

A 値引き額を明示した別紙を添付するなど、可能な方法で対応をお願いします。

なお、手引きの14ページに、検針票等に添付する等の方法で使用する「値引きの周知(例)」をお示ししておりますので、適宜ご活用ください。

Q 値引きは、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか。

A 値引きは、消費税率を乗じる前の元値から行います。

(2,100円を1回で値引きする例) 値引き前の請求額が税抜8,000円(税込8,800円)の場合
8,000円(元値) - 2,100円(値引き額) = 5,900円
5,900円 × 1.1(消費税率) = 6,490円(値引き後の税込みの請求額)

Q 当社は2月分の料金を4月検針時に徴収するシステムのため、値引きを4月の検針時に行いたいが可能か。

A 2月分の料金を4月検針時に徴収するシステムであれば、4月の検針時に値引きを行うのもやむを得ないものと認めます。但し、事業完了後速やかな実績報告書の提出をお願いいたします。

Q 値引きのパターンについて、例えば、家庭用は2、3回値引き、業務用は1回値引きなど、1事業者で複数のパターンで値引きしても良いのか。

A 1事業者で複数のパターンで値引きしてもOKです。

Q システム上値引き金額の設定ができない。以下の方法で対応して良いか。

- 1 基本料金から値引き金額分を値引く
- 2 基本料金からの値引きが難しい場合は、値引き金額分を差し引いた料金表を作成する

A 1、2とも、お客様に対し、検針票や別紙等により、本事業により値引きが行われていることを明示していただければOKです。

【料金が少額の場合の取扱いについて】

Q 2月検針分で2,100円(税抜き)を値引こうとした際に、税抜き料金が2,100円に満たない場合はどうするのか。

A 2月検針分全額を値引くことで対応願います。なお、その場合、翌月検針時に、前月値引きが出来なかった金額を値引きする必要はありません。

Q 2月検針分と3月検針分から値引きすることを想定している。
この場合、2、3月ともに最大で税抜き1,050円が値引き額となるが、その月のガス代金が税抜き1,050円に満たないケースが想定される。どのように対応すべきか。

A 料金が税抜き1,050円に満たない月については、検針分全額を値引くことで対応願います。なお、その場合、翌月検針時に、前月値引きが出来なかった金額を値引きする必要はありません。

Q 使用量が0m³で、使用実績が無い場合は支援の対象になるのか。

A ガスメーターが閉栓中である場合は基本料金が発生しませんので、対象外となります。使用量が0m³でも、開栓中であり基本料金の支払いがある場合は、対象となります。

Q 使用量が少なく、値引き予定額よりも請求金額が少ない場合も値引きの対象になるのか。

A 対象になります。基本料金と従量料金を合計した請求金額(税抜)が値引き予定額よりも少ない場合は、請求金額(税抜き)を値引き額としてください。

Q 当社は県外の事業者で、静岡県内のお客様は8軒(うち4軒は別荘で、ほぼ基本料金のみ)だが、補助金の申請は可能か。また、基本料金のみのお客様の取り扱いはどうか。

A 静岡県内に所在するお客様であれば、別荘も含め対象となります。
また、基本料金が値引き予定額を下回っている場合は、値引き額=請求額となり、その差額を後日の検針等で補填する必要はありません。

Q ガス料金が少額で、値引き額の合計が税抜き2,100円に満たなくても、制度上問題はないのか。

A 本事業の補助金交付要領においては、補助金は「上限2,100円」としておりますので、値引き額の合計が税抜き2,100円に満たなくても制度上問題ありません。

【途中入居の場合の取扱いについて】

Q 値引き対象期間が令和5年10月から令和6年3月との事だが、例えば、令和6年1月に新たに契約を締結した方は、値引き総額は、1月から3月分の1,050円になるのか。

A 令和5年11月以降新たに契約を締結した家庭等についても、値引き額は一律で税抜き2,100円とします。

Q 3月入居の場合の値引き額の合計はどうなるのか。

A 3月分の検針日に、他の契約者と同様に値引きを行ってください。

但し、3月の検針日以降に新たに入居した場合は、前の住居で既に値引きを受けている可能性があるため、基本的に値引きの対象外としてください。なお、その場合においても、前の住居で値引きを受けていないことが確認できた場合は、値引き対象として結構です。

Q 4月入居の場合はどうなるのか。

A 対象期間(10~3月)を過ぎており、値引きの対象外です。

なお、この場合は、前の住居においてLPガスを使用していた場合は、既に値引きを受けている可能性が高いと考えられます。

Q 1月~2月の間に業者切替があった場合、補助金額の算出方法、前業者の値引きを受けているかの証明、確認の方法はどうしたら良いか。

A 1月~2月に業者切替があった場合、前業者の値引きを受けていなければ、最大で税抜き2,100円の値引きを受けることが可能となります。

また、値引きの証明、確認につきましては、基本的に、お客様か前事業者にご確認いただくしか方法はありません。もしも、値引きの証明、確認についてお困りの案件が発生しましたら、当協会にお問い合わせいただければ、前業者の値引き状況を確認する等、連携して対応いたしますので、よろしく願いいたします。

【解約の場合の取扱いについて】

Q 例えば、12月に退去した場合はどうなるのか。

A 交付決定後の検針で値引きすることが不可能なので、値引きの対象外となります。

Q 値引きの実施期間中に解約となった場合はどうするのか。

A 解約日前の検針で値引きを既に行った場合、当該値引きは有効ですが、次回の検針でも値引きを予定していた場合は、解約に伴う日割り計算分を含め、以降は値引きの対象外となります。

Q 引っ越しの場合、例えば、2月7日（通常の検針日）に加え、2月20日（引っ越し日の検針）も検針することがある。2月20日検針分は本事業の対象になるのか。

A 2月20日検針分（引っ越し日の検針）は値引きの対象外です。

Q 補助金交付決定後、最初の検針となる2月検針(2/15)の前に解約の場合は、10～2月全期間の値引き分を対象外として良いか。

A お見込のとおりです。

Q 2/15の検針で1,050円を値引きし、2/20に解約した場合は、残りの1,050円は値引き対象外として良いか。

A お見込のとおりです。

Q 2/15の検針で1,050円を値引きし、3月検針(3/15)前の3/10に解約の場合、残りの1,050円は値引き対象外として良いか。

A お見込のとおりです。

Q 対象期間が10月から3月になっているにも関わらず、事実上は1～3月の検針分でしか対象とならないのは県民が受けられる権利を逸脱していないか。消費者から主張されたらどう回答すれば良いのか。

A このような制度設計になったのは、国の経済対策を受け、県の12月補正予算で予算が成立したことによるものであります。

なお、お客様への対応ですが、例えば、12月に転居されたお客様の場合、10月から12月の途中までLPガスの利用があるにも関わらず、従前の事業者からの値引きは受けられませんが、当該お客様が県内で転居されて引き続きLPガスをご利用いただく場合は、新たな事業者から最大で税抜き2,100円の値引きを受けることが可能となりますので、お客様にはその旨ご説明願います。

【値引き額の明示について】

Q 検針票等へ値引き額の明示を行う場合、例えば、「県の支援により〇〇円値引き。但し、国や地方公共団体については値引きの対象外」と言った表現で、一律に対応しても良いか。

A それで結構です。

Q 検針票・請求書等に、値引き額を明示するための文字を追加することがシステム上困難である。検針時に、当該内容を記載した印刷物を検針票に添えて渡す(又はポストに入れる)ことで対応しても良いか。

A ご質問のような手法でも結構です。

なお、手引きの14ページに、「値引きの周知(例)」として、検針票等に添付して周知を行うための様式を添付しております。

この様式は、専用ホームページからダウンロードできますので、必要に応じ活用願います。

Q 値引きの明示は、「検針票・請求書・Web明細・領収書」のどれかに明示すれば良いのか、それとも全てに明示しなければならないのか。

A 最低限、どれか1つに明示してください。

Q 検針時にガス料金を内税で案内している場合、わざわざ外税にしてそこから値引きして消費税を掛けるのは事務負担が大きい。例えば、内税のガス料金から補助額(税込み)を引く形で明示しても良いのか。

A その方式でも可とします。

【実績報告書について】

Q LPガス販売業者の事務が複雑な部分がある。実績報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

A 公金により事業費をお支払いする上で、根拠資料の確認が必要となります。後日国等の検査対象となる可能性もありますので、ご協力をお願いします。

Q 補助金交付申請時と実績報告時で、値引き対象となる契約件数に差が出て問題ないか。

A 契約件数が増加し、値引き実績が補助金交付決定書に記載された交付決定額を上回る見込みがある場合は、補助金変更等承認申請書(様式第2号)を提出し、承認を受けてください。

Q 「事業完了日」とは、「請求書発刊日または郵送日」、「集金又は金融機関の引落日」、「検針日」のどれを指すのか。

A 本事業における「事業完了日」とは、「最終的な値引きが完了した日」を指します。

具体的には、「最終的な値引きを行った検針日」以降であれば、検針票により値引きの事実確認が可能となりますので、「最終的な値引きを行った検針日」から起算して30日以内に実績報告書を提出していただくよう、お願いいたします。

Q 手引きの「補助(値引き)を行った対象家庭・企業等一覧表」が税抜きの表となっているが、当社は税込みの表でないと都合が悪い。一覧表を税込みの数値で作成しても良いか。

A 一覧表を税込みで作成しても構いません。但し、補助金(値引き総額)は税抜きになりますので、税込みで一覧表を作成した場合は、表の右端に税抜きの値引き額を記載願います。

なお、税込みで一覧表を作成するためのファイルを専用ホームページからダウンロード可能といたしましたので、適宜ご利用ください。

【値引きの事実確認書類の提出について】

Q 値引きの事実が確認できる書類とは、どのようなものを提出すればよいのか。

A 領収書や Web 明細、帳簿書類の写しなど、値引き前の金額に対して消費者が値引き後の金額を支払ったことを確認することができる書類の写しを提出してください。また、システム画面上での確認となる場合は、画面のハードコピー（スクリーンショット）をご提出ください。

Q 値引きの事実確認において誤りが判明した場合などはどうなるのか。

A 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施する場合があります。この場合、事業費の支給が遅れることや減額されることなどがあります。

Q 値引きの事実確認書類の提出対象は、事業者が任意に選択しても良いか。

A 事務局が、提出いただいた「値引き対象一覧表」から任意に対象を抽出いたしますので、そこで指定されたお客様に係る資料を提出してください。

※国の交付金が補助金の原資となっており、後日、県や会計検査院の検査が行われる可能性がありますので、事務局指定の方法での対応にご協力願います。

Q 値引きの事実確認書類として検針票の写し等、個人情報に記載された資料を提出するのであれば、その旨一般消費者向けに周知すべきではないか

A 消費者向けチラシに、「値引きの引きの事実確認のため、お客様の検針票や領収書の写しなどを、LPガス販売事業者から事務局に提出する場合があります」旨記載することにより、周知を行います。

【補助金の支払いについて】

Q 月ごとに値引きを行った場合、都度補助金の支払いを受けることができるか。

A 値引きの原資等の事業費は、原則、最終の値引き完了後の精算払による支給となります。ただし、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合は、値引きの原資の概算払を請求することができるため、必要な方は概算払を請求して下さい。

Q 実績報告書兼請求書を提出してから補助金の振り込みまではどのくらいの期間を要するのか。

A 実績報告書兼請求書の提出後に抽出検査を実施し、適正な実施が認められてから随時補助金をお支払いします。前回並みのお時間はいただくことと思いますが、値引きの証拠書類を速やかにご提出いただければ、補助金の支払いも円滑に行うことができますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

Q 2,310円(税込み)で値引きを行うが、補助金はなぜ消費税率(1.1)で割り戻した2,100円が支払われるのか。

A 値引き額2,310円(税込み)の内訳は、LPガス料金2,100円とそれに対する消費税210円になります。

このうち、LPガス料金2,100円は販売事業者の売上が減ることになるため、補助金として交付します。

消費税210円については、売上減になりますが、一方で、LPガス料金2,100円の売上が減少しているため、その分の消費税210円の納税義務がなくなりますので、消費税は県の補助対象額には含まれません。

なお、県からの補助金収入については、消費税の課税対象外となります。

Q 補助金は税抜きとの事だが、それでは消費税分は事業者の負担となるのか。

A 本補助金は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供にあらず、課税の対象とならないもの(不課税)です。したがって、補助金には消費税は課税されず消費税は発生しませんので、事業者の負担はありません。

なお、会計処理上の取扱については、公認会計士、税理士にご確認ください。

【事務経費の補助について】

Q 事務処理にかなりの時間を要する。事務経費の補助が前回は10,000円であったが、これでは少なすぎる。

他県では、「〇件×50円」と言った補助金があるが、静岡県はどうか。

A 今回は、LPガス販売事業者の皆様のご事務負担に鑑み、前回事業における「1事業者当たり1万円」の事務経費の補助に加え、一般消費者等1件当たり50円の補助を行います。

皆様のご協力を得て、この料金値引き事業を何とか成功に導きたいと考えておりますので、是非本事業にご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【適正な事業執行(補助金の支払い、情報漏えい対策等)について】

Q 他の補助金業務で、補助金支払いの遅延や情報漏えいがあった。本事業において、そのような問題は生じないよう対策が取られているのか。

A 事務手続の遅延防止対策としては、申請書類等の提出状況等を踏まえ、業務を行うスタッフの人数を増員する体制を採ることにより、事務手続の遅延を防止いたします。

また、補助金交付の対象となるLPガス販売事業者は約500事業所を想定しており、専用ホームページへのアクセス集中によりシステム上問題が生じる可能性も低いものと考えております。

情報漏えいが対策としては、本事業の補助金交付業務等を受託している事業者(株東海道シグマ)は「プライバシーマーク付与事業者」であり、プライバシーポリシーをホームページ上で公表し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステムの要求事項(JISQ15001)に準拠する「個人情報保護方針」を定め実施しております。

また、当該事業者は、多くの官公庁業務を受託運営した実績がありますが、これまで、情報漏えいの事案は発生していないと聞いており、スタッフへの教育研修やBPO/コールセンターの管理状況等も踏まえ、万全の情報漏えい対策が行われているものと判断しております。